

令和6年度 松山市会計年度任用職員（地域おこし協力隊員）採用試験実施要領

令和5年10月16日

松山市の忽那諸島では、全国の離島と同様に人口流出や少子高齢化が年々進行し、基幹産業である農業の耕作放棄地の増加や、地域行事や伝統文化の担い手が不足するなど、様々な問題が生じています。そこで、こうした問題に向き合いながら、新たな視点で地域の魅力を引き出し、地域の方々と一緒に活性化を目指すため、松山市会計年度任用職員（地域おこし協力隊員）採用試験を次のとおり実施します。

1 試験区分、採用予定人数及び勤務場所

| 試験区分 | 採用予定人数 | 勤務場所 |
|-----------|--------|---|
| 地域おこし協力隊員 | 1人程度 | 松山市忽那諸島 (中島を拠点に活動) 松山市中島支所 (松山市中島大浦1626番地) |

(注) 採用予定人数は変更する場合があります。

2 地域の概要

忽那諸島（人口4,137人：令和5年4月1日現在 住民基本台帳登録人口）

松山市の忽那諸島は、瀬戸内海国立公園の西部、松山港沖の東西約20km、南北約28kmにわたって広がる、9つの有人島と多数の無人島からなります。島の主産業は第一次産業で、瀬戸内海特有の温暖で多照寡雨の気候に適した柑橘栽培や漁業が営まれています。特にまつやま農林水産物ブランド認定品である「紅まどんな」、「せとか」、「カラマンダリン」等の柑橘は、都市部の青果市場で高値で取引されています。

活動の拠点となる「中島」は、忽那諸島最大の島で、夏にはマリンスポーツを楽しむことができます。また、トライアスロン中島大会は、1986年からスタートして、全国から300人を超える参加者で賑わう、中島の最大のイベントです。島外の方を呼び込む拠点である宿泊・交流施設「姫ヶ浜荘」は建て替えを行い、「ほしふるテラス姫ヶ浜」として、令和2年7月から通年営業を開始しました。また、島の空き家情報を掲載したウェブサイト「離島の空き家」の開設や、旧教員住宅を活用したお試し移住施設（神浦定住促進施設）の整備など、島しょ部への移住・定住に取り組んでいます。

●忽那諸島のPR動画●

①里島ディスカバリー

②忽那諸島“里島”グラフィティ本編～

<https://www.city.matsuyama.ehime.jp/shisei/keikaku/chiikishinko/ritoudouga.html>

<https://www.ritoumeguri.com/experience/36822.php>



3 職務内容

【ミッション提案型】

次の(1)から(3)の業務のほか、忽那諸島の関係人口や交流人口の創出・拡大に向けて「自分ならできること」及び「自分がやってみたいこと」を応募時に提案（採用試験申込書に記載）していただき、それを精査・調整した上で、ミッションとして取り組んでいただきます。

- (1) 関係団体との連携による地域協力活動及び市が実施する各種イベント補助
- (2) 地域が抱える課題を個性や魅力に変え、SNS等を活用して情報発信
- (3) 移住希望者に対して、島内やお試し移住施設の案内などの移住・定住のサポート

●ミッション提案の例●

- ・ 宿泊・交流施設「ほしふるテラス姫ヶ浜」の利用促進
- ・ 「離島の空き家」に掲載されている島の空き家の利活用や啓発
- ・ 忽那諸島の観光資源を活用した交流人口の増加促進
- ・ 忽那諸島の農林水産物を活用した商品開発 など

4 受験資格

次の(1)から(8)までの要件を全て満たす者

- (1) 3大都市圏をはじめとする都市地域等（過疎地域や離島振興地域等の条件不利地域は除く。）に住所を有し（住民票があり）、地域おこし協力隊員として採用された後、活動地域に生活の拠点を移し、松山市に住民票を異動できる者

※地域要件については、総務省のホームページで確認していただくか、松山市まちづくり推進課にお問合せください。

＜ 総務省ホームページ 地域おこし協力隊の「特別交付税措置に係る地域要件確認表」

https://www.soumu.go.jp/main_content/000862222.pdf ＞

- (2) 地域住民とコミュニケーションをとり、地域の活性化につながる事業に積極的・計画的に取り組むことができる者
- (3) 地域おこし協力隊の任用期間終了後、活動地域に定住する意欲がある者
- (4) 土曜日、日曜日及び祝日の行事参加や夜間の会議など、不規則な勤務に対応できる者
- (5) 普通自動車運転免許を有する者
- (6) パソコンの基本操作（文書作成及び表計算等）ができる者
- (7) インターネットの基本操作（SNSによる情報発信等）ができる者
- (8) 次のアからオまでに該当しない者
 - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - イ 松山市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ウ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
 - エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
 - オ 平成11年改正前の民法（明治29年法律第89号）の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするものを除く。）

5 試験科目、試験日時、試験会場及び合格発表

| 試験科目 | 試験日時 | 試験会場 | 合格発表 |
|----------------|------------------|--------------------------|-------------------------------|
| 書類選考 (1次試験) | | | 令和5年12月下旬(予定)に申込者全員に合否を通知します。 |
| 口述試験 (2次試験) | 令和6年1月中旬 (予定) | 松山市役所 (松山市二番町四丁目7番地2) | 令和6年2月上旬(予定)に受験者全員に合否を通知します。 |

(注) 口述試験の前日には、中島島内の視察及び島民との意見交換を予定しています。(1泊2日開催)

(注) 口述試験の際に、次の書類を提出する必要があります。

- (1) 住民票抄本(世帯主名、続柄、本籍地及び筆頭者を省略したものでも可)
- (2) 運転免許証のコピー(裏面に記載がある場合は裏面のコピーも必要)

6 試験の方法

| 科目 | 内容 | 時間 |
|------------|-------------------------------|------|
| 書類選考(1次試験) | 提出いただいた採用試験申込書(提案内容等)に基づき選考 | |
| 口述試験(2次試験) | 主として人物についての個別面接(前日に中島の視察等を予定) | 約20分 |

7 申込受付期間

| 申込方法 | 申込受付期間 |
|------------|-----------------------------------|
| インターネット申込み | 令和5年10月16日(月)～令和5年12月15日(金)24時00分 |
| 郵送申込み | 令和5年10月16日(月)～令和5年12月15日(金)(消印有効) |

8 申込方法

申込方法は、インターネット申込みと郵送申込み(まちづくり推進課に直接提出可)の2種類の方法があります。いずれかの方法で申し込んでください。

<インターネット申込み>

- (1) 松山市ホームページ(採用試験ページ)にある申込フォームに接続してください。以下のURL又は二次元コードから松山市ホームページ(採用試験ページ)又は申込フォームに直接接続することができます。
- (2) 申込フォームでは、受験者情報を正確に入力するとともに、「**顔写真のデータ**」を添付し、送信してください。
- (3) 送信後、受付完了メールを受信し、受験申込完了となります。
- (4) 申込受付期間終了後、**書類選考(1次試験)の結果を本人に通知します。令和5年12月26日(火曜日)までに、結果が届かない場合は、まちづくり推進課(089-948-6816)に御連絡ください。**

(注) 申込受付期間中は24時間いつでも申し込むことができますが、システムの保守、点検等を行う必要がある場合や重大な障害その他やむを得ない理由が生じた場合は、事前の通知を行うことなく受付の停止、休止、中断又は制限を行うことがありますので、あらかじめ御了承ください。また、このために生じた申込みの遅延には一切責任を負いませんので御注意ください。

○松山市ホームページはこちら



<http://www.city.matsuyama.ehime.jp/shisei/saiyojoho/rinji/r6kyouryokutai.html>

○申込フォームはこちら



https://apply.e-tumo.jp/city-matsuyama-ehime-u/offer/offerList_detail?tempSeq=2646

<郵送申込み>

- (1) 上記の松山市ホームページから採用試験申込書を印刷し、必要事項を記入するとともに、申込前6箇月以内に撮影した顔写真を貼ってください。
- (2) 採用試験申込書をまちづくり推進課に直接提出し、又は簡易書留（封筒の表に「地域おこし協力隊員申込み」と朱書きしてください。）で郵送してください。
- (3) 受付期間終了後、書類選考（1次試験）の結果を送付します。**令和5年12月26日（火曜日）までに、結果が届かない場合は、まちづくり推進課（089-948-6816）に御連絡ください。**

9 採用予定日等

この試験の合格者は、松山市会計年度任用職員（地域おこし協力隊員）採用候補者名簿（以下「候補者名簿」という。）に登載します。採用は、令和6年4月1日以後、欠員が生じた場合に、原則として候補者名簿から成績順に行います。ただし、欠員の状況等によっては採用されない場合もあります。

なお、候補者名簿の有効期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までです。

10 勤務条件

(1) 勤務時間等

原則、月曜日から金曜日までの週5日、午前8時30分から午後4時30分まで（休憩1時間を含む。）の1日7時間勤務となります。

(2) 週休日及び休日

土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）

ただし、業務内容、地域の行事やイベント等に従事するなど、休みの日に出勤となることも想定されます。その場合は、月曜日から金曜日までの勤務日と振り替えていただきます。振り替えが困難な場合は、時間外勤務手当に相当する報酬を支給します。

(3) 有給休暇

年次休暇、療養休暇、特別休暇

(4) 給与等

松山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の規定に基づき、次のとおり支給します。また、基本報酬の支給日は、原則として、毎月21日です。

| 基本報酬 | その他報酬等 |
|-------------------------|---------------------------------|
| 月額172,245円（令和5年10月1日現在） | 通勤に係る費用弁償、期末手当、時間外勤務手当等に相当する報酬等 |

備考 昇給及び退職手当の支給はありません。また、給与から社会保険料等の本人負担分が控除されます。

(5) 任用期間

令和7年3月31日までです。ただし、勤務成績が良好な場合は、再度の任用を行い、最長令和9年3月31日まで勤務できる予定です。勤務成績が良好でない場合は、任用期間中でも免職（解雇）する場合があります。

（注）「再度の任用」は、「同じ職の任期が延長される」又は「同一の職に再度任用される」という意味ではなく、「新たな職に改めて任用される」という意味です。

（注）療養休暇又は休職により4月1日から実際に勤務できない場合は、再度の任用をしないことがあります。

(6) 条件付採用

採用後1箇月間（採用後1箇月間の勤務日数が15日に満たない場合は、採用後の勤務日数が15日に達する日まで）は、条件付採用期間となります。条件付採用期間の勤務成績が良好でない場合は、免職（解雇）する場合があります。

(7) 保険等

健康保険（愛媛県市町村職員共済組合）、厚生年金保険、雇用保険、通勤及び公務上の災害補償制度

(8) 兼業

業務に支障のない範囲内で、任用期間終了後の定住・起業を見据えた兼業をすることができます。ただし、兼業をする場合は、事前に届出が必要になります。

(9) その他

ア 任用期間中の住居は、松山市が所有する地域おこし協力隊宿舍（2DK、松山市熊田甲3番地）を無償貸与します。ただし、入居に伴う費用、生活用備品、光熱水費、通信費等は自己負担になります。

イ 業務に使用する車両とパソコンは、必要に応じて松山市が用意します。

ウ 業務に要する経費（研修等参加のための旅費、消耗品費等）は、予算の範囲内で松山市が負担します。

（注）上記の勤務条件は変更される場合があります。

1.1 注意事項

- (1) 原則として、この試験で提出された書類等は返却できません。
- (2) 提出された書類等に含まれる個人情報、地域おこし協力隊関係事業以外の目的には使用しません。
- (3) 申込書等の記載内容に虚偽又は不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。
- (4) 申込みや試験に係る経費は申込者の負担となります。
- (5) 採用された場合、日常生活では自家用車が便利です。自家用車の持込みをお勧めします。
- (6) その他質問等は、祝日及び年末年始を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までにまちづくり推進課にお問い合わせください。

<提出先及び問合せ先>

〒790-8571 松山市二番町四丁目7番地2
松山市 坂の上の雲まちづくり部 まちづくり推進課
電話 089-948-6816